

第2号様式 入札公告個別事項

入札公告（個別事項）

飛騨総合庁舎電話交換機改修工事に関する一般競争入札公告

飛騨総合庁舎電話交換機改修工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲載しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。

そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和5年10月4日

岐阜県知事

古田 肇

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 5 県有工第5号  
工事名 飛騨総合庁舎電話交換機改修工事  
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 高山市上岡本町 地内
- (3) 工事概要
  - ・既設電話交換機機能増設： 1式
  - ・多機能電話機取替え： 30台
- (4) 工期 契約締結の日 から 令和6年3月15日 まで
- (5) 予定価格 6, 139, 100円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 無
- (7) 最低制限価格制度 有
- (8) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（電気通信工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
電気通信工事業・総合点数は問わない	
施工実績に関する条件	<p>平成20年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事、及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）にあっては、工事成績評定の評定点が6.5点未満であるものを除く。</p> <p>・建設業法で規定する電気通信工事において、完成引き渡しの済んでいる工事費（税込み）160万円以上の実績を有するもの。（新設、改修は問わない）</p>
配置技術者に関する条件	<p>本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。</p> <p>ア 技術士（電気電子部門）、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 1級電気通信施工管理技士又は2級電気通信施工管理技士、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>ウ 平成20年度以降申請期限日までに、建設業法で規定する電気通信工事において、完成引き渡しの済んでいる工事費（税込み）160万円以上の工事（新設、改修は問わない）に元請負人として主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。</p> <p>ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。</p>

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。

- ① 請負代金の金額が1千万円未満の工事
- ② 請負代金の金額が1千万円以上4千万円未満の工事であっても、令和4年度、令和3年度における岐阜県発注工事の当該工種（電気通信工事）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上（令和4年度、令和3年度における岐阜県発注工事の当該工種（電気通信工事）に係わる実績がない場合は、令和2年度、令和元年度（平成31年度）における岐阜県発注の当該工種（電気通信工事）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上）である有資格業者が受注した工事。
- ③ 請負代金の金額が1千万円以上4千万円未満である総合評価落札方式工事。

事業所の所在地に関する条件	岐阜県内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。
設計業務の受託者等	なし
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県総務部管財課 管理調整係	058-272-1111 (内線2416)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
工事担当課	岐阜県総務部管財課 管理・修繕支援係	058-272-1111 (内線2427)	岐阜県庁舎4階

#### 4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和5年10月4日（水）午前9時から 令和5年10月20日（金）午後3時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和5年10月4日（水）午前9時から 令和5年10月13日（金）午後3時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和5年10月4日（水）午前9時から 令和5年10月20日（金）午後3時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和5年10月4日（水）午前9時から 令和5年10月10日（火）午後3時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和5年10月12日まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和5年10月19日（木）午前9時から 令和5年10月20日（金）午後3時まで	電子入札システムによる
開札	令和5年10月23日（月） 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県総務部管財課
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和5年10月24日（火）午前9時から 令和5年10月25日（水）午後4時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの 限りではない。）	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知 書の通知日から起算して7日以内（県の休日 を含まない。）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する 回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算し て原則として10日以内（県の休日を含まない 。）	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページに よる 併せて入札担当課による閲覧

※)紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）  
注)提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項」に記載しています。